

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

<東日本大震災の教訓>

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、市内でも900人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本市沿岸部は甚大な被害を受けた。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や津波ハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて甚大な被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定を考え方を根本的に見直すとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助・公助が連携して災害予防対策を充実強化していく必要がある。また、「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神を持ち、市民一人ひとりが防災力を向上していくことが必要である。

第2 基本的考え方

<災害対策基本法改正>

津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、県、市及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。

第3 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

(東北地方太平洋沖地震津波、日本海溝(三陸・日高沖)モデル地震津波、千島海溝(十勝・根室沖)モデル地震津波)

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

(宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の

観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等

(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成しているが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波浸水想定	県、防災安全課
第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置	都市開発課
第3 計画相互の有機的な連携	都市計画課、防災安全課
第4 所有者不明土地の利活用	防災安全課、政策企画課、なとりの魅力創生課
第5 地震防災緊急事業五箇年計画	県、関係課
第6 長寿命化計画の作成	土木課、施設所管課
第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応	防災安全課、都市開発課

第1 津波浸水想定

県は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する。

市は、公表された津波浸水想定結果に基づき、津波ハザードマップを作成・公表するとともに、市民に周知徹底を図る。

第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化（津波に対する強さ）等に努める。

なお、市は、国及び県と連携しながら、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第3 計画相互の有機的な連携

市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第4 所有者不明土地の利活用

地震編 第2章 第2節 第4の「所有者不明土地の利活用」を準用する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画

地震編 第2章 第2節 第5の「地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第6 長寿命化計画の作成

地震編 第2章 第2節 第6の「長寿命化計画の作成」を準用する。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

<津波防災地域づくりに関する法律>

1 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める沿岸市町の地域防災計画の拡充、津波ハザードマップの作成、指定及び管理協定による避難施設の確保、要配慮者等が利用する施設に係る避難確保計画の作成等の警戒避難体制の整備を行うとともに、津波災害警戒区域の指定について検討を行う。

2 市の対応

(1) 津波災害警戒区域に関する対応

市は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

ア 地域防災計画での考慮

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ウ 住民への周知徹底

市は、市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知する。

エ 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

オ 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

<東日本大震災（建築基準法による）>

なお、平成25年12月末時点における、平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定状況は次のとおりである。

■東日本大震災に伴う災害危険区域の指定状況（平成25年12月末時点）

指定区域（字名）		面積	指定年月日
杉ヶ袋字金洗、下増田字広浦、 下増田字北原東、下増田字台林、 下増田字屋敷	全部地域	403ha	平成24年9月25日
杉ヶ袋字小古田、杉ヶ袋字懸向、 下増田字東、下増田字西経塚、 下増田字北原西、下増田字南原、 下増田字小沼	全部地域	133ha	平成25年6月25日
下増田字前干揚、小塚原字下田、 小塚原字蟹穴、小塚原字遠東、 小塚原字大汐入、小塚原字赤渋、 小塚原字汐朽、関上三丁目、 関上四丁目、関上五丁目、 関上六丁目、関上七丁目、 関上字東須賀、関上字百刈	全部地域	253ha	平成25年12月24日
小塚原字中島、小塚原字東土手外、 小塚原字新鍋島、関上二丁目、 関上字庚申塚、関上字東場	一部地域		

<津波防災地域づくりに関する法律>

（2）津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第3節 海岸保全施設等の整備

◆基本事項

1 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

市は、県及び防災関係機関と連携し、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 海岸保全施設等の整備	土木課、県、東北地方整備局
第2 河川管理施設の整備	土木課、県、東北地方整備局
第3 道路盛土等の活用	土木課、県
第4 農業用施設等における地震・津波対策	農林水産課、県

第1 海岸保全施設等の整備

1 本市の状況

本市の東側には、総延長約4.9kmの仙台湾南部海岸がある。

2 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、沿岸市町の防災計画等との整合を図りつつ、避難口もしくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。

避難口を設置する場合は、沿岸市町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

3 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努める。

また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

4 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者である県知事は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとしている。

5 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期す。

6 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。

(2) 海岸堤防の計画位置について

海岸堤防の位置については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、海岸堤防の計画位置を決定する。

(3) 海岸堤防の整備高さについて

海岸堤防の整備については、復興まちづくり計画と整合を図りながら、緩傾斜堤防や直立堤防、まちづくりにおける盛土と特殊堤の組み合わせなど、構造について十分検討を行い、海岸堤防の基本計画堤防高を確保する。

■計画堤防高

単位：m（T.P.）

地域海岸名	今次津波 痕跡高	対象地震	基本計画堤防高			
			代表高	起点	終点	高さ
仙台湾南部海岸①	12.9m	高潮にて決定	7.2m	蒲生	阿武隈川	7.2m

7 水門・排水機場等の耐水対策

県は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

8 防潮林の整備

県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・風害の防備等の災害防止機能に加え、津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の内陸への遡上防止のため、防潮林の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第2 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

3 水門・陸閘等の維持管理

河川管理者は、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を推進する。

第3 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第4 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第4節 交通施設の災害対策

交通施設の災害対策については、地震災害対策編 第2章「第5節 交通施設の災害対策」に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような道路整備を行う。

また、東日本大震災で被災した仙台空港の津波防災対策に万全を期す。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 道路施設	土木課、農林水産課、防災安全課、県、県警、東北地方整備局
第2 空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社

第1 道路施設

市及び防災関係機関は、沿岸部のまちづくりにあたっては、津波避難道路及び避難誘導標識の整備を行う。

第2 空港施設

1 緊急避難体制の構築

(1) 津波避難計画の策定

仙台国際空港株式会社は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするため、空港における津波浸水予想、津波情報の入手・伝達方法、避難場所、避難経路、避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。

(2) 避難場所への誘導

仙台国際空港株式会社及び関係者は、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所へ誘導する。

2 空港機能の早期復旧対策の構築

(1) 津波早期復旧計画の策定

空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、仙台国際空港株式会社は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関係する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。

(2) 漂流物対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに漂流物対策に努める。

(3) 電源確保対策の検討

仙台国際空港株式会社は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、国や関係機関とともに仮設電源設備の確保等に努める。

第5節 都市の防災対策

◆基本事項

1 目的

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波避難を考慮した都市施設の整備	都市計画課、都市開発課
第2 臨海部の津波対策	都市計画課、都市開発課、県
第3 津波による漂流物対策の推進	県

第1 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

市は、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第2 臨海部の津波対策

市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に位置する物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

第3 津波による漂流物対策の推進

県は、漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化するものとしている。

また、漂流物の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第6節 建築物等の予防対策

建築物等の安全化対策については、地震災害対策編 第2章「第7節 建築物等の耐震化対策」に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 公共建築物全般の対策	財政課、教育総務課、生涯学習課、消防本部
第2 建物内の安全対策	防災安全課、消防本部
第3 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策	防災安全課、都市計画課

第1 公共建築物全般の対策

1 市有建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保

市は、消防署出張所、小中学校等、防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性（津波に対する強さ）の確保に努める。

2 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、市及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

第2 建物内の安全対策

市は、家具の転倒等により、避難経路が塞がれないよう転倒防止対策を支援する。

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第3 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

市は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

ライフライン施設等の予防対策については、地震編 第2章「第8節 ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

第8節 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の予防対策については、地震編 第2章「第9節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

第9節 防災知識の普及

防災知識の普及については、地震編 第2章「第10節 防災知識の普及」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

このため、市は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、津波に関する防災教育、防災訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災知識の普及、徹底	防災安全課、消防本部
第2 市民の取組	市民
第3 災害教訓の伝承	防災安全課、政策企画課、県、国、市民

第1 防災知識の普及、徹底

1 住民への防災知識の普及

(1) 普及・啓発の実施

ア 津波の危険性等の周知

市は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

イ 住民への普及・啓発事項

市は、名取市防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、DVD貸出等の広報媒体の活用や、防災講話、防災セミナー、防災講座等により、防災知識の普及・啓発を図る。

■住民等への普及・啓発を図る事項

- | |
|--|
| ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識（後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識を含む） |
|--|

② 災害危険性に関する情報

- ・ 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること。
- ・ 各地域における避難対象地区

③ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

④ 津波の特性に関する情報

強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など

⑤ 災害時にとるべき行動

その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動

⑥ 避難のタイミング

- ・ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手すること。
- ・ 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- ・ 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）。
- ・ 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること。
- ・ 海岸保全施設等より海側にいる人は揺れを感じたら直ちに避難すること。

⑦ 避難の方法

- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- ・ 津波は長時間継続するので、津波警報が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない。
- ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難。

⑧ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること。
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も在り得ること。
- ・ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること。

⑨ その他

- ・ 非常持出品（懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）を準備すること。
- ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること。
- ・ 通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること。

- ・ やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること。
- ・ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方。
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動。
- ・ 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認。
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

<東日本大震災の教訓>

(2) 主体的な情報収集の啓発

災害時において被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動」することが重要である。そのため、災害時は市からの情報提供を待つという受け身の情報収集ではなく、市民が主体的に情報収集に努めることを啓発する。

(3) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

県及び市は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV・虐待の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

ア 津波ハザードマップの作成・周知

県及び市は、東日本大震災の浸水区域及び県が津波によって浸水が予想される地域の津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域、必要に応じて積雪寒冷地特有の課題を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ 津波ハザードマップの有効活用

市は、県と連携し、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを津波ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、津波ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続

的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、津波災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(3) 日常生活の中での情報揭示

ア 円滑な避難を支援するための情報揭示

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

イ 浸水高等を示す場合の留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(4) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第2 市民の取組

＜東日本大震災の教訓＞

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、家族で話し合い、津波避難計画を策定する。

第3 災害教訓の伝承

＜災害対策基本法改正＞

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、民間の伝承団体等との連携を図りつつ、作成した災害記録集やDVD等により災害教訓の伝承に努めるほか、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

◆基本事項

1 目的

地震・津波発生時に、市及び防災関係機関並びに市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、災害時には市職員や市民が自分で判断して行動できるよう、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波防災訓練の実施とフィードバック	防災安全課、教育委員会、消防本部、各機関
第2 市の防災訓練	防災安全課、消防本部、防災関係機関
第3 学校等の防災訓練	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課、消防本部
第4 企業の防災訓練	企業

第1 津波防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、様々な条件に配慮し、地域、学校等において行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 具体的かつ実践的な内容

市は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

3 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 市の防災訓練

市は、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

また、市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図る。

1 訓練実施にあたって考慮すべき事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練や、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、地域防災計画、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

<東日本大震災の教訓>

2 訓練の内容

(1) 職員招集訓練

突発的な津波災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施するものとする。
また、休日・夜間に地震が発生した場合も想定する。

(2) 災害対策本部運用訓練

津波災害時において、迅速に応急活動体制を確立できるよう、災害対策本部の設置及び訓練を実施する。また、全班及び全職員が災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、訓練を通じて役割を再確認する。

(3) 津波警報等、津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

(4) 津波監視訓練

監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(5) 通信情報訓練

津波災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、通信機器操作の習熟、平常時通信から災害時通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の代替連絡手段の確保、通信内容の確実な伝達等についての訓練を行うものとする。

(6) 避難訓練

ア 大規模津波の発生を想定した避難訓練を実施するものとし、避難の指示、伝達方法等を円滑に行えるよう訓練を実施する。

イ 避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

(7) 警備、交通規制訓練

交通信号機の滅灯や緊急輸送路確保のための車両の流入規制等を想定し、県警等関係機関と連携して訓練を実施する。

(8) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

津波来襲が予測される場合において、迅速に水門、陸門等の締切操作が行えるよう、訓練を実施する。

(9) 避難所運営訓練

災害時における避難所の開設・運営、炊出し等が円滑に行われるよう、避難所運営組織を中心として避難所運営訓練を実施する。訓練は避難所運営マニュアルに基づいて実施するものとし、訓練の検証を踏まえてマニュアルを修正する。

3 防災関係機関は、市の実施する訓練に積極的に参加する。

第3 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する小中学校、義務教育学校は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 小中学校、義務教育学校は、災害時において、保護者への引渡しが行えるよう、保護者との合同による引渡し訓練や情報収集・伝達訓練を実施する。また、児童センターと連携した防災訓練の実施に努める。
- 6 津波によって浸水が予想される地域以外の小中学校も含め、大津波警報、津波警報発表の際、小中学校が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、市は学校や地域等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第4 企業の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難

難訓練を実施する。

- 2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、市及び周辺自治会、地域住民の方々並びに各企業等による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

第11節 地域における防災体制

地域における防災体制については、地震編 第2章「第12節 地域における防災体制」を準用する。

第12節 ボランティアのコーディネート

ボランティアのコーディネートについては、地震編 第2章「第13節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第13節 企業等の防災対策の推進

企業等の防災対策の推進については、地震編 第2章「第14節 企業等の防災対策の推進」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波避難計画の策定	商工観光課、防災安全課、消防本部、企業
第2 津波避難訓練の実施	企業

第1 津波避難計画の策定

企業等は、津波の高さや到達時間に応じた津波避難計画の策定に努める。

第2 津波避難訓練の実施

企業等は、停電や道路の渋滞を考慮した津波避難訓練を実施する。

第14節 津波調査研究等の推進

◆基本事項

1 目 的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきている。市は、これらの機関の研究に積極的に協力する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 調査研究の連携強化	防災安全課、各機関、地域組織
第2 防災対策研究の情報発信	防災安全課

第1 調査研究の連携強化

市は、関係機関が行う津波・地震対策の調査研究等に積極的に協力する。

第2 防災対策研究の情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、災害から得られた知見や教訓をホームページ等により全国に広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

◆基本事項

1 目的

市は、県及び防災関係機関と連携・協力し、津波発生の際に速やかに警戒体制がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波の観測体制の整備	国
第2 津波監視体制の整備	防災安全課、消防本部、県、国
第3 津波警報等、避難指示の伝達体制の整備	防災安全課、消防本部
第4 役割等の明確化	防災安全課

第1 津波の観測体制の整備

仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

第2 津波監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

市は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計の維持・整備に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 津波監視システムの整備

市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

3 観測情報の共有化

県、市及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

4 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。市は、GPS波浪計の観測情報を速やかにホームページ等により情報入手に努める。

第3 津波警報等、避難指示の伝達体制の整備

1 市の対応

(1) 避難指示の発令基準の設定

ア 発令基準の策定・見直し

市は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う

県や気象庁等との連携に努めるとともに必要に応じて支援を得る。

また、市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

イ 伝達体制の整備

市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

市は、さまざまな環境下にある職員や住民、海域海岸利用者等に対し、津波警報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、インターネット（ホームページ、ツイッター等）、携帯電話（エリアメール・緊急速報メール機能を含む）等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

市は、気象庁からの津波警報・地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を整備すると共に、同報無線との自動起動を推進する。

ウ 要配慮者対策

県及び市は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

(3) 伝達内容の検討

市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

市は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

2 県の対応

県は、宮城県総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報・注意報等を迅速に市に伝達する。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について通報を受けたときは、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)による伝達と併せて電子メールにて市及び消防本部へ通知を行う。

3 県警の対応

県警は、津波警報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

ア 関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

イ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

エ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報・注意報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 NTT東日本株式会社の対応

(1) 津波警報伝達の迅速化、確実化

気象業務法に基づき、気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、関係市町村に対し迅速、確実な伝達に努める。

(2) 津波警報伝達試験の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、定期的にデータの送受信試験を実施し、伝達漏れ等の防止を図る。

第4 役割等の明確化

市は、各部署及び各機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第16節 情報通信網の整備

情報通信網の整備については、地震編 第2章「第16節 情報通信網の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

＜東日本大震災の教訓＞

大津波警報・津波警報を伝達するためモーターサイレン等の整備を図るとともに、消防団、津波孤立地区等への通信手段の確保に努める。

◆基本事項

1 目的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 市における災害通信網の整備	なとりの魅力創生課、防災安全課、デジタル政策課、消防本部

第1 市における災害通信網の整備

＜東日本大震災の教訓＞

1 市は、大津波警報・津波警報を市民に伝達するため、沿岸部にモーターサイレンの整備を図る。

また、市は、消防庁より伝達される津波警報・注意報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

2 消防団への情報伝達手段の確保

市は、消防団への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るため、デジタル簡易無線等の整備を行っている。

3 津波避難施設への通信手段の確保

市は、津波時の避難誘導を速やかに行うため、津波避難施設（津波緊急避難所、指定避難所）へのデジタル簡易無線を整備し、訓練の実施に努める。

4 津波孤立想定地域の通信手段の確保

市は、津波発生時に孤立が予想される地域において、簡易無線機等の通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

第17節 職員の配備体制

職員の配備体制については、地震編 第2章「第17節 職員の配備体制」を準用する。

第18節 防災拠点等の整備

防災拠点等の整備については、地震編 第2章「第18節 防災拠点等の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目的

津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 防災拠点の整備	防災安全課、財政課、教育委員会、消防本部、防災関係機関
第2 防災用資機材等の整備	消防本部

第1 防災拠点の整備

- 市は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、漁港等の施設整備や既存施設の活用等を県と連携し検討する。
- 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第2 防災用資機材等の整備

＜東日本大震災の教訓＞

市は、ゴムボート、救命胴衣、浮環、ロープ等救助用の資機材の整備に努める。

第19節 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備については、地震編 第2章「第19節 相互応援体制の整備」を準用する。

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

医療救護体制・福祉支援体制の整備については、地震編 第2章「第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

津波による被災者は、生か死かである場合が多く、冬場は低体温症の発生に留意する。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 医療救護体制の整備	保健センター、医療機関等

第1 医療救護体制の整備

＜東日本大震災の教訓＞

1 医療救護所の設置予定箇所の検討

市は、名取市医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ津波災害時における初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」の設置予定箇所を検討しておくものとする。

2 資機材の準備

津波被災者の低体温症等の発生を防ぐため、市は、衣類や防寒用品等を迅速に調達できるよう、あらかじめ体制についてを検討しておくものとする。

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況

第21節 火災予防対策

火災予防対策については、地震編 第2章「第21節 火災予防対策」を準用するほか、この節の定めるところによる。

◆基本事項

1 目 的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、火災による人的・物的被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と連携し、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 津波による出火防止、火災予防の徹底	消防本部

第1 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏えい油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏えい防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行うものとしている。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏えいした場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努めるものとされている。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏えいを防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第22節 緊急輸送体制の整備

緊急輸送体制の整備については、地震編 第2章「第22節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第23節 避難対策

◆基本事項

1 目的

地震編 第2章 第23節の「1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と、「指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路」とあるのは「指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路」と読み替える。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 徒歩避難の原則の周知	防災安全課
第2 指定緊急避難場所の確保	防災安全課
第3 津波避難ビル等の確保	防災安全課、都市計画課
第4 避難路の確保	防災安全課、都市計画課、土木課、農林水産課
第5 避難路等の整備	防災安全課、都市計画課、土木課
第6 避難誘導體制の整備	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課、消防本部
第7 避難行動要支援者の支援方策	防災安全課、社会福祉課、介護長寿課、総務課
第8 消防機関等の対応	消防本部
第9 小中学校等における対応	学校教育課、小中学校、義務教育学校
第10 保育所等における対応	こども支援課、保育所、社会福祉課
第11 津波避難計画の策定	防災安全課、消防本部、社会福祉課、名取市社会福祉協議会、施設管理者
第12 避難に関する広報	防災安全課、消防本部

第1 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、徒歩避難の原則の周知に努める。

2 自動車での避難方策の検討

市域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、市民は津波避難時に渋滞等を避けられるよう、あらかじめ避難ルートを検討しておく。

検討に当たっては、県警と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保

<災害対策基本法改正>

1 市の対応

(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることについても検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

(2) 公共用地等の有効活用

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (2) 公共用地等の有効活用」を準用する。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (3) 教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

(4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (4) 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

(5) 指定緊急避難場所の指定基準等

地震編 第2章 第23節 第2の「1 (5) 指定緊急避難場所の指定基準等」を準用する。

2 道路盛土等の活用

県及び市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第3 津波避難ビル等の確保

1 市の対応

(1) 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、指定行政機関及び県や市町村の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

(2) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

ア 津波に対して安全な構造であること。

イ 基準水位(津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。)に相当する階よりも上階に避難

スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。

ウ 耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。

エ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

(3) 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において基準水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万一に備えた複数路の確保。
- 3 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 4 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 5 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 6 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 7 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等
- 8 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

市は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電

時の信号滅灯、積雪などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 津波避難の迅速化の考慮

市は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3 避難路等の安全性の向上

市及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施する。

なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。

また、高速道路等の緊急車両通行口等の緊急的な利用など、津波発生時のみ通行可能とする道路等の利用ルールを県、市及び道路管理者等が一体となって検討する。

4 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などまちの至る所を示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うよう努める。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第6 避難誘導体制の整備

1 行動ルールの策定

市（防災安全課、消防本部）は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

市（防災安全課、消防本部）は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

市（社会福祉課、介護長寿課）は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

地震編 第2章 第23節 第6の「1 避難行動要支援者の支援方策の検討」を準用する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

地震編 第2章 第23節 第6の「2 避難行動要支援者の支援体制の整備」を準用する。

3 社会福祉施設等における対応

地震編 第2章 第23節 第6の「3 社会福祉施設等における対応」を準用する。

4 在宅者対応

地震編 第2章 第23節 第6の「4 在宅者対応」を準用する。

5 外国人等への対応

市（総務課、防災安全課）及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

（1）地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備

（2）避難場所や避難路の標識等における絵文字（ピクトグラム）の活用、多言語化の推進

（3）多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及

（4）外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。

第8 消防機関等の対応

1 救急・救助活動の実施体制確保

市及び県は、市の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救急・救助活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

なお、救急・救助活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救急・救助活動についても考慮する。

2 消防機関等の役割

市は、消防本部及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画策定等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

3 消防職員の安全確保対策

市は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということを基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

4 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9 小中学校等における対応

1 児童生徒等の安全対策

地震編 第2章 第23節 第7の「1 児童生徒等の安全対策」を準用する。

2 避難環境の整備

県及び市は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3 連絡・連携体制の構築

市は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第10 保育所等における対応

地震編 第2章 第23節 第8の「保育所等における対応」を準用する。

第11 津波避難計画の策定

1 市の対応

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、東日本大震災の浸水区域や訓練の実施、ワークショップの開催等を通じて、住民参加により避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、避難指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。

■住民への周知内容

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- ウ 津波情報の収集・伝達の方法
- エ 避難路及び避難経路、誘導方法
- オ 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- カ 指定避難所の名称、所在地、収容人員 など

(2) 地域ごとの避難計画作成支援

市は、津波避難計画の策定に当たりワークショップなどを開催し、地域住民、自主防災組織、消防機関、県警、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を作成するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

市は、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難計画の策定に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

2 県及び防災関係機関の対応

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、市の津波避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、市等へ提供するものとしている。

(2) 津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の策定に当たり、市が行う沿岸住民への支援に対

して協力する。

3 施設等の管理者

病院、デパート、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第12 避難に関する広報

市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第24節 避難受入れ対策

◆基本事項

地震編 第2章 第24節の「◆基本事項」を準用する。

第1 避難所の確保

1 指定避難所の指定と周知

地震編 第2章 第24節 第1の「1 指定避難所の指定と周知」を準用する。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、避難所の整備に当たり、これらを津波から緊急に避難する避難場所としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める一方で、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波から緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 避難所の代替施設の指定

地震編 第2章 第24節 第1の「3 避難所の代替施設の指定」を準用する。

4 指定避難所の指定基準

地震編 第2章 第24節 第1の「4 指定避難所の指定基準」を準用する。

5 避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

地震編 第2章 第24節 第1の「5 (1) 指定避難所の施設の整備」を準用する。

(2) 物資等の備蓄

地震編 第2章 第24節 第1の「5 (2) 物資等の備蓄」を準用する。

(3) 津波の被害のおそれのある場所での対応

市は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

6 避難所の運営・管理

地震編 第2章 第24節 第1の「6 避難所の運営・管理」を準用する。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

地震編 第2章 第24節 第1の「7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応」を準用する。

8 福祉避難所の確保

地震編 第2章 第24節 第1の「8 福祉避難所の確保」を準用する。

9 広域避難の対策

地震編 第2章 第24節 第1の「9 広域避難の対策」を準用する。

第2 避難の長期化対策

地震編 第2章 第24節 第2の「避難の長期化対策」を準用する。

第3 避難所における愛玩動物の対策

地震編 第2章 第24節 第3の「避難所における愛玩動物の対策」を準用する。

第4 応急仮設住宅対策

地震編 第2章 第24節 第4の「応急仮設住宅対策」を準用する。

第5 帰宅困難者対策

地震編 第2章 第24節 第5の「帰宅困難者対策」を準用する。

第6 安否情報収集・伝達体制の整備

地震編 第2章 第24節 第6の「安否情報収集・伝達体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

食料、飲料水及び生活物資の確保については、地震編 第2章「第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

要配慮者・避難行動要支援者への支援対策については、地震編 第2章「第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第27節 複合災害対策

複合災害対策については、地震編 第2章「第27節 複合災害対策」を準用する。

第28節 災害廃棄物対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波発生後、大量に発生する廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市及び関係機関は、処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

2 実施担当

対策項目	実施担当
第1 処理体制	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合、県
第2 主な措置内容	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合
第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築	環境共創課

第1 処理体制

地震編 第2章 第28節 第1の「処理体制」を準用する。

第2 主な措置内容

地震編 第2章 第28節 第2の「主な措置内容」を準用する。

第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

市は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力に努める。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

